

一般廃棄物処理業許可書

鷹衛指令第184号
平成26年3月14日

旭星クリーン 株式会社
代表取締役 茂田 真徳 様

鷹栖町長 谷 寿 男



平成26年2月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、鷹栖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条及び施行規則第13条の規定に基づき次のとおり許可する。

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 2 収集運搬及び処分の別 | 収集運搬 |
| 3 許可の有効期限 | 平成26年4月1日から2年間とする。 |
| 4 廃棄物の処分先 | 鷹栖町一般廃棄物処理施設 |

遵守事項

- 許可書は、他人の譲渡し又は貸与しないこと。
- 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に変更内容を付して所定の様式により届け出ること。
- 許可書の有効期限が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可書を返納すること。
- その他関係法令を遵守すること。